積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事設	業計	年年	度月	令和7年度 令和年月				
予	算	科	目	款	項	目	Î	節
工	事	場	所	京都市左京区下鴨泉川町40	番地の1			
路線	名又に	は河川	名等					
工	事		名	京都市立下鴨中学校ブロッ	ク塀改修工事			
工			期	契約日の翌日から令和8年	3月30日まで			
事	業	果(所	f) 名	教育環境整備室		単価使用年月	令和	年 月
工	事	番	号			歩掛適用年月	令和	年 月
変	更	口	数			基準適用年月	令和	年 月
主	工		種			単 価 地 区		
前	払 会	金 支	出			調 整 区 分		

京都市 教育委員会



工事概要

ブロック塀改修	m	77			
ブロック塀取壊し	m2	139	フェンス基礎	m	77
フェンス	m	77	防球ネットエ(H=6.0m)	m	68
樹木伐採·抜根	式	1			

施 工 理 由 本工事は、ブロック塀を有する学校・幼稚園において、安全対策を行うものである

			設計	十額	請負	額
			金額	増減額	金額	増減額
_	事 費	前回	円		円	Д
	L	今回	円	1 1	円	1 1
内	工事価格	前回	円		円	Щ
		今回	円	1 1	円	1 1
訳	消費税相当額	前回	円	Е	円	円
印人	何 <u>身</u> 沈阳	今回	円	L	円	П
4	給 品 費	前回	円		円 円	Ш
	和	今回	円		円	

京都市 教育委員会

積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	 使	用	年	月	2025年8月	
歩	 掛	 適	 用	 年		2025年8月	
基	準	 適	用	 年		2025年8月	
	-			+			
単	,	価	地		区	2601: I 地区	
調	<u></u>	整	区		分	単独工事	
共通仮	設費 (率計上)				
主	た	Z)	工	種	09:公園工事	
施	工	地垣	英	補	正	市街地 (DID補正) (1) -3	1.2
I	С	T 施	工	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
現場管	理費						
施	エ	地垣	等	補	正	市街地 (DID補正) (1) -3	1.1
I	С	T 施	工	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
一般管	理費						
前非	ム金支	出割	合によ	る補	ī E	補正を行わない	1.00
財	団 法	人等	によ	る補	正	補正を行わない	1.00
契;	約 保	証に	係る	補正	率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。 ※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	を含む 単価を示していまり。 兄債寺 一 一 一 一	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
公園土工	残土処理工	残土等処分			m3	5, 300	処分費	
構造物撤去工	防護柵撤去工	鋼製フェンス撤去 (防球フェンス撤去)	H=3.6m超5.4m以下		m	5, 790	施工費	
構造物撤去工	防護柵撤去工	鋼製フェンス撤去 (格子柵撤去(H=1700))	H=1.8m以下		m	2, 701	施工費	
構造物撤去工	防護柵撤去工	鋼製フェンス撤去 (忍び返し撤去(H=700))	H=1.8m以下		m	2, 701	施工費	
構造物撤去工	防護柵撤去工	鋼製フェンス撤去 (片開扉撤去(H=1500))	H=1.8m以下		m	2, 701	施工費	
構造物撤去工	防護柵撤去工	ツタ撤去 (既存防球フェンス巻付)	積込運搬処分共		m	6, 285	施工費	管理費区分「0」
構造物撤去工	構造物取壊し工	ブロック塀撤去 (笠木、控え壁含む)	人力施工,積込み共		m2	10, 000	施工費	
公園施設等撤去·移設 工	樹木伐採・抜根工	伐採	幹周:30cm以上60cm未満		本	22, 440	施工費	
公園施設等撤去·移設 工	樹木伐採・抜根工	抜根	幹周:30cm以上60cm未満		本	10, 210	施工費	
管理施設整備工	柵工	フェンス	フェンスの種類:目隠しフェンス,フェンスの 規格:張高1600mm		m	30, 770	材工共	
管理施設整備工	防球ネット設置工	PCポ°ール	8-19-6.0 建柱共		本	88, 100	材工共	
管理施設整備工	防球ネット設置工	根かせ	L=1.0m(1000*170*140)		個	10, 540	材工共	
管理施設整備工	防球ネット設置工	シ゛ョイントヒ゛ーム	φ 101.6-4.2 6.0m未満		本	104, 300	材工共	
管理施設整備工	防球ネット設置工	シ゛ョイントヒ゛ーム	φ 101.6-4.2 8.0m以上10.0mま で		本	149, 500	材工共	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。 <u>※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。</u>

工種	種別	一日七年間と外じているす。元頃寺: 	規格・条件	見積等項目名	単位		施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
管理施設整備工	防球ネット設置工	ジョイントビーム運搬			施工 箇所	100, 000	運搬費	
管理施設整備工	防球ネット設置工	メッセンシ゛ャーワイヤー	1種A級38mm2,L型金物/ターンバックル /巻付グリップ/シンブル設置共		m	556. 4	材工共	
管理施設整備工	防球ネット設置工	PC^*V*	1BD-1DT:13個 1BD-2DT:13個 1BD-3DT:13個 ビーム取付用:10個		施工 箇所	275, 100	材工共	
管理施設整備工	防球ネット設置工	L型金物(材料費)	吊架金物:15個 中間金物:5個		施工 箇所	18, 050	材料費	
管理施設整備工	防球ネット設置工	ターンハ゛ックル(材料費)	φ12:10個 φ16:37個		施工 箇所	120, 300	材料費	
管理施設整備工	防球ネット設置工	シンブル(材料費)	12mm		個	230	材料費	
管理施設整備工	防球ネット設置工	ネット	PE強力糸 440T/36本 40mm ポリ ロープ設置共		m2	1, 590	材工共	
管理施設整備工	防球ネット設置工	ポリロープ(材料費)	φ4 結束用		m	30	材料費	

工事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀	改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備							
		式	1				
公園土工							
		式	1				
小規模造成工							
		式	1				
小規模掘削	土質:土砂,施行方法:上記以外(小規模),施工数量:小規模(標準以外)		1				
	・小、放侠(標準以外)	m3	40				
小規模掘削	土質: 土砂, 施行方法: 現場制約あり	ШО	40				
(機械室・倉庫 裏)		m3	6				
人力運搬	換算距離:20m以下	ШЭ	0				
(積込み~運搬~取卸し)		m3	6				
残土処理工		ШЭ	0				
		式	1				
土砂等運搬	土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	F.	1				
(小規模掘削)		0	40				
土砂等運搬	土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	40				
(小規模(作業土工))							
土砂等運搬	土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	10				
(現場制約あり)							
		m3	8				
ルエサベル							
構造物撤去工		m3	60				
117亿四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		15					
		式	1				
炒 唛៕ 机 厶 丄							
		式	1				

- 1 -

工事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀	改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
鋼製フェンス撤去 (防球フェンス撤去)	H=3.6m超5.4m以下						
		m	72				
鋼製フェンス撤去 (格子柵撤去(H=1700))	H=1.8m以下						
New Mark List . I	H 1 0 DIT	m	3				
鋼製フェンス撤去 (忍び返し撤去(H=700))	H=1.8m以下						
Nett Hydra and Linds Lin	H=1.8m以下	m	8				
鋼製フェンス撤去 (片開扉撤去(H=1500))	H=1.8m以下		0				
)))	積込運搬処分共	m	2				
ツタ撤去 (既存防球フェンス巻付)	惧心是橄烂刀大		70				
#************************************		m	72				
構造物取壊し工							
		式	1				
コンクリート構造物取壊し (水路及び桝側壁取壊し)	構造物区分:無筋構造物,工法区分:人力施工		-				
(1)212(0)11(0)21(0)2(0)		m3	0.2				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm 以下						
		m	9				
舗装版破砕積込 (小規模土工)	アスファルト撤去						
		m2	9				
ブロック塀撤去 (笠木、控え壁含む)	人力施工、積込み共						
		m2	139				
運搬処理工							
		式	1				
殼運搬 (機械積込)	殻種別:7スファルト殻						
		m3	0.5				
設運搬 (人力積込)	殻種別: コンクリート殻(無筋)						
		m3	10				

- 2 -

L事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀	改修工事 				事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 基盤整備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
殼処分	殻種別:アスファルト殻							
		m3	0.5					
殼処分	殻種別:コンクリート殼(無筋)	ino ino	0.0					
		m3	10					
現場発生品運搬 (クレーン装置付2t積, 吊能力2.9t)	発生材種類: 防球フェンス, 格子柵, 忍び返し, 片開扉	mo	10					
		t	3					
スクラップ゜	^t*-H3							
		t	-3					
公園施設等撤去·移設工								
		式	1					
樹木伐採·抜根工								
		式	1					
伐採	幹周:30cm以上60cm未満		1					
		本	1					
	幹周:30cm以上60cm未満	7	1					
		+	9					
運搬	種別:枝葉	本	8					
~								
	種別:幹	t	0. 1					
建 加								
	種別:根	t	0. 1					
是 加	, hy							
In ()	\$500, H-##	t	0. 1					
処分	種別:枝葉							
		t	0. 1					
処分	種別:幹							
		t	0. 1					

- 3 -

工事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀は	女修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
処分	種別:根						
		t	0. 1				
施設整備		Ū	***				
		式	1				
雨水排水設備工		10	1				
		式	1				
作業土工		八	1				
		4-	1				
床掘り	土質: 土砂	式	1				
(参考数量)							
(上記以外(小規模))	土質: 土砂	m3	20				
床掘り (参考数量)	上貝・エル						
(現場制約あり)		m3	5				
埋戻し (参考数量)	土質区分: 土砂, 土質: 土砂						
(上記以外(小規模))		m3	10				
埋戻し (名本教長)	土質区分: 土砂, 土質: 土砂						
(参考数量) (現場制約あり)		m3	7				
人力運搬	換算距離:20m以下						
(運搬〜取卸し)		m3	5				
人力運搬	換算距離:20m以下	0					
(積込み〜運搬〜取卸し)		m3	7				
土材料	材料規格:山砂(洗い無,真砂) 75μm通過10%以下	шо	1				
(硬質塩化ビニル管敷設)			_				4.6/0.9
 側溝工		m3	5				
VAIIT							
	U型側溝規格:300B 300×300×600	式	1				
/ アイヤハドU/主 1則(冉							
		m	37				

- 4 -

工事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀	工事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
側溝蓋	蓋種類:鉄筋コンクリートU型 1種 JIS A 5372						
$(300\ 40 \times 6 \times 60)$		枚	61				
管渠工							
		式	1				
硬質塩化ビニル管敷設	VU200						
		m	17				
集水桝・マンホール工							
		式	1				
現場打ち集水桝	集水桝・街渠桝種類:現場打材,コンクリート規格:18-8-4 0(高炉),法面作業補正:無し		-				
(集水桝工1型)	の同かり、伝面下来補正・無し	箇所	3				
現場打ち集水桝	集水桝・街渠桝種類:現場打材,コンクリート規格:18-8-4 0(高炉),法面作業補正:無し	Ш/Л	Ū				
(集水桝工2型)	の同かり、伝面下来補正・無し	箇所	1				
	蓋種類:ク゚レーチンク゚落込式(鎖付)□600 T-2 t=3.8	Ш/Л	1				
(蓋版)		 枚	4				
園路広場整備工		12	<u>_</u>				
		式	1				
コンクリート系舗装工		14	1				
		式	1				
公園コンクリート舗装	路盤材料の種類:RC-40,コンクリート規格:18-8-25(高炉), 仕上り厚:100mm	1	1				
(土間コンクリート)), (工上 9 /早: 100mm 	m2	20				
管理施設整備工		III	20				
**		式	1				
作業土工		八	1				
		式	1				
床掘り	土質: 土砂	八	1				
(参考数量)			10				
(上記以外(小規模))		m3	10				

- 5 - 京都市

京都市立下鴨中学校ブロック塀改修工事			事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 施設整備			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
埋戻し	土質区分:土砂,土質:土砂						
(参考数量)							
(上記以外(小規模)) 柵工		m3	9				
		式	1				
フェンス	フェンスの種類:目隠しフェンス,フェンスの規格:張高1800mm						
		m	70				
フェンス	フェンスの種類:目隠しフェンス,フェンスの規格:張高1600mm						
		m	7				
フェンス基礎	18-8-25BB(小型構造物)	III	1				
(目隠しフェンス連続基礎A型)							
(11)2101111211211211		m	20				
フェンス基礎	18-8-25BB(小型構造物)						
(目隠しフェンス連続基礎B型)							
	10 0 05PP (1914#1/4-44-)	m	56				
フェンス基礎 (目隠しフェンス連続基礎C型)	18-8-25BB(小型構造物)						
(日間し/エン/座が基礎(至)		m	1				
防球ネット設置工		III I	1				
174 W. 17 18 C. E. T.							
		式	1				
PCホ [°] ール	8-19-6.0 建柱共						
			10				
根かせ	L=1.0m(1000*170*140)	本	10				
1次 // + で	L 1. 0m (1000*110*140)						
		個	10				
シ゛ョイントヒ゛ーム	φ 101.6-4.2 6.0m未満						
	1101 0 4 0 0 0 NU 1 0 0 0 N	本	3				
ジョイントビーム	φ101.6-4.2 8.0m以上10.0mまで						
		本	2				
			2				
V A IV I G FACESTA							
		施工箇所	1				

- 6 -

工事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀	事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀改修工事			事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 施設整備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
メッセンシ゛ャーワイヤー	1種A級38mm2, L型金物/ダーンバックル/巻付ゲリップ /シンプ ル設置共						
		m	341				
PC^*\/*	1BD-1DT:13個 1BD-2DT:13個 1BD-3DT:13個 ビーム 取付用:10個						
		施工箇所	1				
L型金物(材料費)	吊架金物:15個 中間金物:5個						
		施工箇所	1				
ターンハ゛ックル(材料費)	φ 12:10個 φ 16:37個						
		施工箇所	1				
巻付グリップ(材料費)	38mm2						
		本	70				
シンブル(材料費)	12mm						
		個	60				
ネット	PE強力糸 440T/36本 40mm ポリロープ設置共						
		m2	380				
ポリロープ(材料費)	φ4 結束共						
		m	470				
高所作業車 (参考数量)	トラック架装・伸縮ブ - ム, バスケット型 12m×200kg×2名						
		日	4				
施設仕上げ工							
		式	1				
左官仕上げ工							
		式	1				
モルタル仕上げ (ブロック塀天端補修)	仕上げの種類:金ごて						
(/ 四)//研入姉間修/		m2	8				
仮設工							
		式	1				

- 7 -

工事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別 規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通管理工						
	式	1				
交通誘導警備員						
	人日	50				
直接工事費						
	式	1				
共通仮設						
	式	1				
共通仮設費						
	式	1				
現場環境改善費						
	式	1				
現場環境改善費(積上計上) みやこ杣木看板 1100mm×1400mm、1枚						内 1号
	式	1				
共通仮設費(率計上)						
	式	1				
純工事費						
	式	1				
現場管理費						
	式	1				
工事原価						
	式	1				
一般管理費等						
	式	1				
工事価格						
	式	1				

- 8 -

工事名 京都市立下鴨中学校ブロック塀改修工事					事業区分 工事区分	事業区分 公園緑地整備·改修 工事区分 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

17.41 得烧龙龙萧/寒【à】【〉	一式当り内訳書 ^{現場環境改善費(積上計上)} みやこ杣木看板						
内 1号		1100mm×	个看极 1400mm、1枚				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量·金額増減	摘要
現場環境改善費(積上)		式	1				
合計							

- 10 -

京都市立下鴨中学校ブロック塀改修工事

特記仕様書

京都市教育委員会教育環境整備室

特記仕様書

工 事 名 京都市立下鴨中学校ブロック塀改修工事 エ 事 場 所 京都市左京区下鴨泉川町 40 番地の 1

1 一般事項

第1条

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携|という。)(令和7年8月京都市)によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」 ⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(受注者希望方式による「完全週休2日(土日)」又は「月単位の2日工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象(受注者希望方式による「完全週休2日 (土日)」又は「月単位の週休2日」)であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休 2 日(土日)」又は「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の 考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること(様式不問)。

第3条(「受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、 発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項

目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、 前払金保証(中間前払金保証を含む。)について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化 への対応について」

参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

第5条(設計図書等の照査)

受注者は、契約後、速やかに現場状況と設計図書の内容が整合していることを照査し、その結果を監督職員に報告すること。

なお、照査は国土交通省近畿地方整備局ホームページ「設計図書の照査ガイドライン(案)」 を参考に実施すること。

第6条(監督職員への報告)

次の項目に対しては、受注者独自の判断で施工してはならない。また、必ず監督職員に報告し、確認を受けなければならない。

- 1 設計図書に明示していない事項の処理
- 2 設計変更に係る事項の処理
- 3 地元関係者等との協議に係る事項の処理
- 4 天災、その他不可抗力による事項の処理
- 5 土地境界等に係る事項の処理

第7条(資材及び労務等の調達)

工事を施工するに当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務 等の調達に努めること。

第8条

- 1 請負契約決定後直ちに監督職員に連絡し着手に係る指示を受けるとともに、工事着手前に施工計画書を監督職員に提出すること。
- 2 本工事施工期間中、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 3 工事関係車両の駐車については定められた区域とし、周辺道路等に駐車しないこと。また、工事関係車両を長時間、付近に待機させてはならない。
- 4 工事による振動で水道管内の上水が濁ることがないよう注意して行うこと。また、工事により問題が発生した場合は受注者の責において対応し、監督職員に報告すること。
- 5 工事箇所付近にある営業店舗については、工事施工時間及び施工日について連絡を密に して、営業に支障が起こらないように十分に配慮して作業を行うこと。施工上でのトラ

ブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。

- 6 地元関係者(官公庁等も含む)との協議において、工事区域、施工時間、施工日等に関する事項については、受注者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 7 他の企業者・事業者が実施する工事や近接する他工事がある場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 8 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。

第9条(工事の周知徹底)

- 1 受注者は、監督職員が指示する期限内に、工事区間周辺に工事予告看板を設置するとともに、「工事のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に工期、通行止め等規制の期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。
- 2 受注者は、夜間工事又は通行規制等(以下「夜間工事等」という。)を行う場合及び必要がある場合には、事前に監督職員の承諾を得ること。また、着手前に「夜間工事等のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に夜間工事等の周知を図らなければならない。

なお、夜間工事のみでなく工事全般において、騒音や振動等の住民からの苦情がないように 努めるとともに、苦情が発生した場合は誠意を持って受注者において処理するものとする。 3 上記ビラ等について、関係機関・周辺住民等へ配布後、記載内容に変更が生じた場合は、 速やかに再配布するものとする。なお、配布先については、監督職員と協議すること。

第10条(現場代理人等通知及び下請負契約等の通知の変更)

受注者は、現場代理人等(監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者)及び 下請負契約等に変更が生じた場合は、速やかに契約担当課に所定の様式により通知するも のとする。

第11条(ワンデーレスポンス)

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。

※ 「ワンデーレスポンス」とは工事の無駄な手待ちをなくし、工期短縮を目指すため、 受注者(現場代理人等)からの質問・質疑に対して、発注者が解決策を原則1日(翌 日まで)で回答する取組である。また、できる限り1日で回答するように努力する が、1日で回答できない場合でも、受注者に対して次の段取りができるように「回答 期限」の通知を1日で行う。

第12条(「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」の実施)

1 土木工事標準積算基準書を適用する工事(ただし、単価契約による工事を除く。)で、

主たる工種が屋外作業である工事は、「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領」※の対象工事であり、同要領に基づいて、現場管理費の補正を実施する(ただし、受注者が希望する場合に限る。)。

※ 京都市情報館監理検査課ホームページ「京都市建設局における熱中症対策に資する 現場管理費の補正の施行について」参照

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280460.html)

- 2 受注者は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を希望する場合、契約後速やかに、 監督職員にその旨を工事打合せ簿により示し、記録すること。また、施工計画書において、 真夏日日数の集計方法、具体的な熱中症対策の内容について明記すること。
- 3 受注者は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を希望する場合、真夏日日数の集計結果(補正値の算出結果を含む。)(様式不問)及び実際に行った熱中症対策の状況写真 (様式不問)を工事打合せ簿により発注者に報告すること。

2 契約に関する事項

第1条(設計図書の変更)

共通仕様書(1-1-1-15)に対する特記事項は以下のとおりである。

- 1 発注者は、設計変更が必要と認めるときは、その都度速やかに工事打合簿により、当該 設計変更の内容等について受注者へ通知する。
- 2 設計変更により契約変更が必要となった場合には、工事請負契約書第21条又は第27条の規定により、遅滞なく手続を行う。ただし、軽微な設計変更に伴う契約金額の変更は、精算時等にまとめて行うことができる。
- 3 変更契約手続を文書により確実に行うようにするため、工事の変更の際、文書による指示、協議がないものについては、契約変更の対象としない。
- 4 本市が発注する工事の変更については「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づいて設計変更を行う。

第2条 (工事の一時中止)

共通仕様書(1-1-1-14)に対する特記事項は以下のとおりである。

発注者は、受注者が下記のとおり独自の判断により契約図書と相違する施工をした場合には、改善又はやり直しを命ずることがある。その際は、速やかに監督職員の指示に従うこと。

- 1 契約図書に違反して施工した場合
- 2 監督職員の指示に従わずに施工した場合
- 3 監督職員の指示を受けずに施工した場合
- 4 監督職員と協議をせずに施工した場合 これらには、施工後に報告又は協議を行った場合を含むものとする。

第3条(工事保険等)

受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする工事保険、火災保険その他の保険に加入し、その証券又は写しを速やかに監督職員に提示するものとする。 また、受注者は、当該監督官公署から労働者災害補償保険の加入証明を受け、その証明書 又は写しを速やかに監督職員に提示するものとする。

第4条(法定外労災保険の付保)

受注者は法定外の労災保険に加入し、その証券又は写しを速やかに監督職員に提示するものとする。

第5条(1日未満で完了する作業の積算)

1 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算 のみに適用する。

- 2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用 について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満 積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督職員に提出すること。ただし、実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- 6 調整区分を「施工箇所点在」とする設計図書においては、1日未満積算基準「3.判定 方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、「積算参考資料(間接費補正一覧)」 に示す施工箇所ごとに別箇所として取り扱う。

第6条(工事実績情報サービス(CORINS)の変更登録)

共通仕様書(1-1-1-5)に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、工期、現場代理人、主任技術者及び監理技術者のいずれかに変更が生じた場合、コリンズ (CORINS) の変更登録を行うこと。また、工事請負金額のみの変更の場合は、変更登録を必要としないが、技術者の専任義務の発生・解除が生じる工事請負金額 4,000 万円 (建築一式工事は 8,000 万円) を跨ぐ金額変更の場合は、変更登録を行うこと。

第7条(建設業退職金共済制度)

共通仕様書(1-1-1-41)に対する特記事項は以下のとおりである。

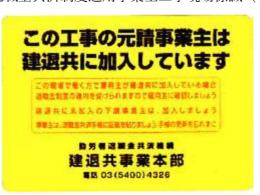
受注者は、建設業退職金共済制度の趣旨及び行財政局管財契約部契約課の同制度推進依頼等に基づき、建設業退職金共済組合に加入し、発注者用掛金収納書(コピー不可、「工事名・発注者名(局名・工事担当課名)」を記載)を下記の「建設業退職金共済制度の掛金収納書」に貼り付け、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、工事契約締結後1箇月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に工事担当課に提出(複数の工事を一括契約した場合は、工事ごとに「建設業退職金共済制度の掛金収納書」が必要)することとし以下による。ただし、他の工事のために購入し、余った共済証紙は、本工事で使用することができるが、使用した場合は、他の工事において交付された掛金収納書の写しと証紙受払資料等の写しにより、当該工事で使用できる証紙の在庫を示す資料を提出すること。

1 建設業退職金共済制度の対象となる労働者の共済手帳に、証紙を貼付すること。また、下請契約を締結する際には下請負業者に対して本制度の周知徹底を図ること。

なお、下請負業者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は受注者がその 事務を代行すること。

- 2 受注者において「建設業退職金共済制度の掛金収納書」の提出が不要な場合又は証紙が不要な場合は、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、工事契約締結後1箇月以内にその理由を示す書類(様式自由)及びその理由に係る公的文書の写しを監督職員に提出すること。
- 3 下請負業者において証紙が不要な場合は、当該下請負業者から受注者宛てに辞退届 (様式自由)及びその理由の分かる公的文書の写しを提出させ、特段の事情があると認めら れる場合を除き、原則、下請負契約締結後 1 箇月以内にその写しを監督職員に提出するこ と。
- 4 現場の状況に応じて「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(シール)を、工事事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示すること。また、朝礼等の時に説明をするなどして周知を行うこと。
- 5 工事完成時及び監督職員が提出を求めたとき、受注者は本制度の執行状況等の関係資料を監督職員に提出すること。

建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識(シール)



※ 建設業退職金共済制度については、「建設業退職金共済制度事業本部のホームページ」を参照

建設業退職金共済制度の掛金収納書(電子申請方式) (共済契約者が発注者へ)

共済契約者番号						
共済契約者名 (法人または事業主氏名)	300 30				
JVの場合は 共同企業体名						
	<u>.</u>		A : (1 - th = #			
(お	問い合わせの		金収納書番 番号と共済契	号 ?約者名をお知らせくださ	(1 ₀)	
			7			
収納年月日	15					
		退職	金ポイント購	入額		
単価	Ī	購入日数		購入	 頂	
310円			В			m
(中小企業用)						13
310円 (大手企業用)			日			円
合計			В			円
2.00				l		
工事情報工事の区分			9	 注注者名		
公共 民間				CHANCE OF THE CONTRACT OF THE		
その他		π	記請契約のエ	事番号および工事名		
	総工事費			円		
	当該工事の退職金ポイント購入の考え方					
	コのエヤツ必収並ハゴンド時八ツつん川					
						1
この掛金収納書は		式の退職金	ポイン		電子印鑑	
トの購入を証する	書です。					ı

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。 <u>税務処理には使用できません。</u> また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 発注者

工事番号および工事名

受注者(元請)

	11 We for he get to det	
	共済証紙購入額	
	掛金収納書提出用台紙	
	掛金収納書を貼る(契約者から発注者用)	
4章6 丁 連	にしなける北京記録時 3 の老う方(該当オスロにノネチャック)で下さい)	
	における共済証紙購入の考え方(該当する□に√をチェックして下さい) 注者の指示のとおり	
]1. 発沫		
]1. 発沫	主者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合	
]1. 発沫	主者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合	P
]1. 発》]2. 対象	主者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合	P
]1. 発》]2. 対領	主者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合	A

3 現場条件に関する事項

第1条 (施工時間)

施工時間は、昼間施工とする。ただし、児童・生徒の登下校に支障をきたす可能性のある 作業については、監督職員及び学校関係者と協議の上、承諾を得ること。

第2条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人 数)	編成	昼間・夜間・ 24 時間の 別	交替要員 の有無
施工箇所及び 出入口付近	1~2 名	交通誘導警備員B 1~2名	昼間	無

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

4 施工管理に関する事項

第1条(地下埋設物件等(架空線及び橋梁添加物件を含む。)の事故防止)

1 受注者は、占用物件及び各種管理施設の位置について、設計図書並びに監督職員が提示する占用物件台帳・各種管理施設台帳などを照らし合わせて確認を行うものとする。

また、各種埋設物や水路等の構造物と交差している箇所については、干渉を防ぐため極端に浅くなる等、埋設深さが大きく変化している場合があるので、特に注意すること。

なお、確認の結果、台帳間の不整合等、疑義がある場合は、監督職員に報告すること。

2 工事の施工に当たり予想される地下埋設物件等は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認して現地にマーキングし、保安対策について十分な打合せを行い、事故の発生を防止すること。

なお、地下埋設物件等の管理者との現地立会を行った内容を書面に記載し、速やかに監 督職員に報告し、確認を受けるものとする。

- 3 受注者は、事前に行った地下埋設物件等の管理者との現地立会の結果を、作業日の朝礼 等で作業員等に周知すること。
- 4 受注者の責により、地下埋設物件等に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置を採り、受注者の負担により補修しなければならない。
- 5 地下埋設物件等に管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その措置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

その結果、未使用の地下埋設物件等の処置を受注者が企業者から依頼を受けた場合は、 文書により、その責任を明確にしておかなければならない。

- 6 上記の確認のために試掘が必要となった場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。
- 7 架空線の付近で工事をする場合は、事前に架空線管理者と事故防止対策について協議 し、必要に応じて立会のうえ、事故の発生を防止すること。

なお、架空線管理者との現地立会を行った内容を書面に記載し、速やかに監督職員に報告し、確認を受けるものとする。

また、工事箇所に限らず、工事用道路や河川管理用通路等においても、架空線の下を重機が横断する等の事象が発生する場合には、同様に対応するものとする。

第2条(所轄警察署等の関係機関協議)

工事期間、作業時間帯、道路占用形態などについて所轄警察署等の関係機関と協議を要する場合、受注者は協議に必要な資料等を作成し、監督職員に提出するとともに、監督職員から指示があれば、その協議に参加すること。また、週間(月間)工程表等の工事の進捗状況等に係る資料を作成し、工事に関係する機関に提出しなければならない。

第3条(工事現場における点検)

共通仕様書(1-1-1-27)に対する特記事項は以下のとおりである。

工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに、速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。

第4条(第三者所有地内等への立入り)

受注者は、第三者が所有する土地等に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者等の承認を得なければならない。

第5条(近隣施工)

- 1 工事区間に隣接して第三者が所有する施設がある場合は、施工方法について監督職員 の承諾を得た後に、当該施設の所有者や関係機関等と現地立会のうえ、当該施設の位置、 高さ、施設の状況等を確認し、施工方法について説明を行い、支障を及ぼさないようにす ること。
- 2 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告すると ともに、所有者や関係機関等に連絡し、応急措置を採り、受注者の負担により、これを補 修しなければならない。
- 3 特に、配電線及び送電線付近で作業をする場合は、事前に電力事業者と事故防止対策について協議すること。

第6条(工事標示板の設置)

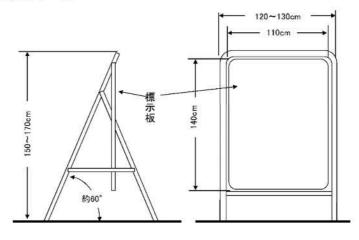
本工事の施工にあたっては、「道路工事現場における標示施設等の設置基準(平成18年3月31日改正)」に従い、下記様式に示す工事標示板を設置しなければならない。

また、工事標示板の標示内容は、事前に監督職員の承諾を得ること。また、工事表示 盤の表示内容は、事前に監督職員の承諾を得ること。



様式 工事標示板 (例)

参考 設置方法の一例



<備考>

■ 道路工事の標示板

- 1 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「道路改良工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 記載内容については事前に監督職員と協議確認すること。
- 3 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cm とする。

■ 管理

工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と 設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、監督職員による指示がある場合 には、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。 看板等は強風等で倒れないように堅固に設置すること。また、定期的(1 週間に1 度 程度)、大雨、強風の後、工事休止前には必ず点検を行うこと。

第7条(工事現場における管理体制強化の再点検及び徹底)

本工事の施工に当たっては、テロ等の危険に関し、工事現場における安全確保に万全を期するよう管理体制の強化を図るなど、下記の事項に留意しなければならない。

- 1 安全確保のための点検を実施すること。
- 2 管理体制強化について確認を行うこと。
- 3 警察、消防、関係機関等と緊急時の連絡体制の確認を行うこと。
- 4 特に、大型連休前には再点検を行い、不審者の侵入、不審物の放置等が起きないよう、 現場養生を行うこと。

第8条(施工体制台帳)

共通仕様書(1-1-1-10)に対する特記事項は以下のとおりである。

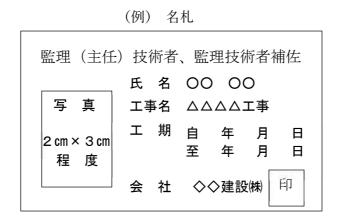
- 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。
- 2 第1項の受注者は、工事における各下請負業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、速やかに監督職員に提出しなければならない。
- 3 第1項の施工体制台帳及び第2項の施工体系図の作成及び書類の提出に当たっては、 「施工体制台帳に係る書類の提出について」(最終改正:令和3年3月5日国官技第31 9号、国営建技第16号)及び国土交通省の作成例等を参考にすること。
 - なお、警備業については建設業ではないが、現場の安全管理上、重要であることから、警備会社と下請契約を締結する場合は、施工体制台帳の作成及び施工体系図への記載を行うこと。
- 4 第1項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督 職員に提出しなければならない。

なお、警備業については、「下請契約書(又は発注書及び請書)」、「警備業法に基づく認定証」及び「主任技術者欄に記載する者が自社社員であり、雇用関係があることを証する書面」の写しを監督職員に提出すること。

(※(6)(7)は、監理技術者補佐を置いた場合に適用)

- (1) 下請契約書(2次以下の下請契約書も含む。)又は発注書及び請書 (発注書及び請書による場合は、基本契約書又は基本約款の添付が必要である。)
- (2) 監理技術者資格を有することを証する書面
- (3) 当該監理技術者が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き 3 箇月以上の雇用関係があることを証する書面

- (4) 主任技術者資格を有することを証する書面
- (5) 当該主任技術者が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3 箇月以上の雇用関係があることを証する書面
- (6) 監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- (7) 監理技術者補佐が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3 箇月以上の雇用関係があることを証する書面
- (8) 建設業法に基づく許可書等、建設業の許可を有することを確認できる書面の写し(元請業者及び全ての下請業者)
- (9) 作業員名簿の作成(元請負者及び全ての下請負者)
- 5 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請業者を含む。)及び 元請業者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、 顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。



注1)用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

- 注2)所属会社の社印とする。
- 6 第1項の受注者は、施工体制台帳、施工体系図及び第4項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

第9条(後片付け)

共通仕様書(1-1-1-29)に対する特記事項は以下のとおりである。

- (1) 日々の作業終了後に工事箇所を交通開放する等、第三者の通行や立入りがある場合、 受注者は危険物や凶器となり得るものを工事箇所に放置せず、安全対策を講じて通行 者や通行車両等の安全を確保するとともに、現場の整理整頓を行うこと。
- (2) 工事の完成に際しては、工事箇所や周辺の清掃を行い、不要な残材等がある場合は監督職員に確認を受けたうえで適正に処理・処分すること。

第10条(工事関係車両による道路汚損の防止)

工事関係車両のタイヤ等に付着した土砂等により、一般車両が通行する道路を汚すこと

がないよう、工事関係車両のタイヤ等を清浄にするとともに、道路を汚した場合は、受注者 の責任清掃を行うこと。

第11条(工事用道路等における敷き鉄板について)

工事用道路等における敷き鉄板について、設計図書で定めがない場合は、鋼板とする。

第12条(デジタル工事写真の小黒板情報電子化について)

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員から 打合せ簿による承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、 「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1.から4.の全てを 実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等 (以降、「使用機器」と称する) については、写真管理基準「3-(2) 撮影方法」に示す項目 の電子的記入ができること、かつ信憑性確認 (改ざん検知機能) を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、 https://www.jcomsia.org/kokuban/.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例から選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小 黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、 写真管理基準(令和5年8月)「3-(2)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準(令和5年8月)及びデジタル写真管理情

報基準(令和5年3月)に準ずるが、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入については、 写真管理基準(令和5年8月)「3-(9)電子媒体に記録する工事写真」及びデジタル写真管理 情報基準(令和5年3月)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会

https://www.jcomsia.org/kokuban/

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

第13条(第三者の立入り禁止措置)

共通仕様書 (1-1-1-27) に対する特記事項は以下のとおりである。

安全施設については、鋼製又は樹脂製フェンスバリケード、単管バリケード、カラーコーン等、状況によって設置すること。なお、フェンスバリケードは、隙間なく並べ連結構造とすること。

第14条(工事現場の現場環境改善等)

共通仕様書(1-1-1-27)に対する特記事項は以下のとおりである。

現場環境改善等(積上げ分)の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議 するものとする。

項目	仕様	設置枚数
	・みやこ杣木を用いた看板	
作業標示板	納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杣木の出荷	1枚
	証明書」の原本又は写しを提出すること。	
	・看板サイズは 1400×1100 mmとする。	
	・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を	
	印字する(文字数:150字程度)	

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

※ 「みやこ杣木」とは、京都市木材地産表示制度実施要綱第2条に規定する京都市認証 木材のことをいう。納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杣木の出荷証明書」(同 要綱第3条第3項)の原本又は写しを提出すること。

第15条(工事測量)

測量基準点及び境界明示板等を発見した場合は、監督職員に報告すること。また、移設が必要となる場合には、座標値により管理し、復元すること。

5 監督職員の確認に関する事項

第1条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む)」との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法 (幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も 可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料·製 品	備考
プレキャストコンクリート製品	「品質管理基準及び規格値」
(JIS I類、JIS Ⅱ類含む)	(区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種·種別等	細別	材料・資材・製品
柵工	フェンス	フェンス

第2条(受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐)又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表等、設計図面との対比図、品質管理記録簿等)と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認(「品質管理基準及び規格値」による段階確認

項目含む)(「共通仕様書(3-1-1-4)の「表 3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細別	確 認 項 目
柵工	フェンス基礎	出来形確認

第4条(立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、 監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確 認 方 法・目 的 等
側溝工	目視・設置位置
防球ネット設置工	目視・建柱位置

6 品質管理に関する事項

第1条 (コンクリートの水セメント比)

共通仕様書(1-3-3-3)に対する特記事項は以下のとおりである。

本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55% 以下、無筋コンクリートについては、60%以下とするものとする。ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。本工事で下表のコンクリートを指定している場合で、18-8-40BB 等と 21-8-40BB 等の単価が基準適用年月時点で同じ場合は、呼び強度を 18% から 21% に読み替えるものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、 高性能減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とす る。

コンクリート	18-8-20 (25)
コンクリート	18-8-40
	18-8-20 (25) BB
	18-8-40BB

第2条(鉄筋コンクリート構造物のスランプ等)

共通仕様書 (1-3-3-3) に対する特記事項は以下のとおりである。

本工事に使用する現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工に当たっては「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するとともに、スランプ値の変更の必要性が認められる場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は 1 2 cm とすることを標準とする。

なお、ガイドラインについては、国土交通省のホームページを参照すること。

※ 国土交通省「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」参 照

第3条(工事材料資料の提出)

- 1 受注者は、設計図書に規格・寸法を明示した工事材料については、その材料を使用するまでに、図面、品質規格証明書類、カタログ等の資料を監督職員に提出し、受理されなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に規格・寸法を明示した工事材料と異なる材料を使用する場合、その材料を使用するまでに、図面、品質規格証明書類、カタログ等の資料を監督職員に提出

- し、承諾を得なければならない。
- 3 上記 1 及び 2 の材料について、監督職員が臨場等による確認を求めた場合、受注者はこれに応じなければならない。

7 環境対策に関する事項

第1条(低騒音型及び超低騒音型の使用)

共通仕様書 (1-1-1-31) に対する特記事項は以下のとおりである。

工事施工箇所が「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第57号)に基づき騒音、振動を防止することにより地域住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域である場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成13年度国土交通省告示第487号)に基づき指定された低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械の使用原則を図る地域ではない場合であっても、地域住民の生活環境を保全するため必要がある場合には、監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械を使用するものとする。

なお、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合(受注者の都合で調達できない場合は認めない。)は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

また、低騒音型建設機械を使用する場合は、施工現場において使用する建設機械の「新基準'97ラベル」の確認を監督職員に受けるものとする。「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため、建設機械メーカーに確認し、新基準'97ラベルに貼替えを行うこと。



参考図 低騒音型建設機械指定ラベル ('97基準ラベル)



参考図 超低騒音型建設機械指定ラベル ('97基準ラベル)

第2条 (排出ガス対策型建設機械)

共通仕様書(1-1-1-31)に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、工事において、下表に示す建設機械について排出ガス対策型建設機械あるいは 排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用し、監督職員から確認を求められた場合は、受 注者は監督職員にラベルの確認をうけな請求があった場合は提示しなければならない。







2次基準ラベル



3次基準ラベル

参考図 排出ガス対策型建設機械指定ラベル (一般工事用)

機	種	備考
一般工事用建設機械		ディーゼルエンジン (エン
・バックホウ		ジン出力 7.5kw 以上
・トラクターショベル(車輪式)		260kw 以下) を搭載した建
・ブルドーザ		設機械に限る
発動発電機(可搬式)		
・空気圧縮機(可搬式)		ただし、道路運送車両の保
・油圧ユニット		安基準に排出ガス基準が
(以下に示す基礎工事用機械の	うち、ベースマシンとは	定められている自動車で、
別に、独立したディーゼルエン	/ ジン駆動の油圧ユニッ	有効な自動車検査証の交
トを搭載しているもの:油圧ハ	、ンマ、バイブロハンマ、	付を受けているものは除
油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧	E式杭圧入引抜機、アー	< ∘
スオーガ、オールケーシング捌	屈削機、リバースサーキ	
ュレーションドリル、アースト	ドリル、地下連続壁施工	
機 全回転型オールケーシング	が掃削機)	

第3条(騒音振動対策)

・ホイールクレーン

・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ

本工事に「舗装版破砕工」、「道路打換え工」及び「構造物とりこわし工」が計上されている場合で、設計図書に特に指定のない場合は、騒音振動対策を必要とする。

8 建設副産物に関する事項

第1条(再生資源利用[促進]計画書(実施書))

共通仕様書(1-1-1-19)に対する特記事項は以下のとおりである。

1 再生資源利用〔促進〕計画書の作成について

受注者は、工事の請負金額が100万円以上である場合は、該当する搬入資材及び建設副産物の搬出の有無にかかわらず、工事着手前に建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」(以下「計画書」という。)を作成、登録のうえ、情報共有システム又は紙媒体にて速やかに監督職員に提出し、その内容を説明するものとする。また、作成した計画書は工事完成後5年間保存するものとする。

※ 建設副産物情報交換システム(COBRIS)は「建設副産物情報センターのホームページ」を参照

2 再生資源利用〔促進〕計画書の掲示について

(1) 再生資源利用計画書

受注者は、500m3以上の土砂、500t以上の砕石、200t以上の加熱アスファルト混合物のいずれかを搬入する場合は「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(以下「再生資源省令」という。)に基づき、「再生資源利用計画書」を公衆の見やすい場所(計画の内容を記録した電磁的記録を工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法も可)に掲示しなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画書

受注者は、500m3以上の建設発生土、または、合計200t以上のアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材のいずれかを搬出する場合は「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(以下「指定副産物省令」という。)に基づき、「再生資源利用促進計画書」を公衆の見やすい場所(計画の内容を記録した電磁的記録を工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法も可)に掲示しなければならない。

(3) 掲示様式

上記(1)(2)の掲示様式は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の現場掲示様式を基本とし、「国土交通省ホームページ」掲載の様式も使用可とする。

- 3 建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認について
- (1) 受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する場合は、指定副産物省令に基づき、事前に以下のa~dの事項を確認したうえで、その確認結果を書面(確認結果票)に記載し、計画書を作成しなければならない。

確認結果票の様式は「国土交通省ホームページ」掲載の「別添2 確認結果票作成に当たっての解説(様式を含む)(令和5年5月訂正版)」とする。

a. 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること。

以下の①~③については、監督職員に確認のうえ記載すること。

- ①本工事は、土地の形質の変更が3,000m2未満であるため、届出を要しない工事である。
- ②本工事は、届出を行った結果、土壌調査は必要なしと判断された。
- ③本工事は、3,000m2以上であるものの、土壌汚染対策法施行規則第25条(届出を要しない工事)に該当する。
- b. 搬出先が設計書で指定された施設であること。
- c. 搬出先が有している土砂条例の許可、届出の種類及び許可番号等。
- d. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条6項の許可施設として搬出する場合、許可、 届出の種類及び許可番号等。
- (2) 受注者は、計画書を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに(1)により作成した書面の内容を通知するものとする。これらの内容に変更があったときも、同様とする。
- (3) (1) により作成した書面は計画書の一部として、計画書と同様、作成時に発注者へ提出し、内容の変更時に発注者へ報告するものとする。また、公衆の見やすい場所に掲示し、工事完成後5年間保存するものとする。
- 4 搬出先からの建設副産物受入確認書(受領書)の交付について
- (1) 受注者は、500m3以上の建設発生土を計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、指定副産物省令に基づき、速やかに、当該搬出先の管理者(当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る元請業者等)に対し、以下の必要事項を記載した建設副産物受入確認書(受領書)の交付を求めるものとする。

なお、建設副産物受入確認書(受領書)には以下の内容を記載すること。

・種類: 搬出先の利用種別(「盛土利用等」、「一時堆積」)

土質区分(第1種建設発生土」~「第4種建設発生土」)

- ・処分量:処分量及び土量算定の状態(「地山量」、「締固め量」、「ほぐし土量」) ※ 建設副産物受入確認書(受領書)の様式は工事関係書類作成マニュアル(案)参考様 式集を参照
- (2) 受注者は、搬出先から建設副産物受入確認書(受領書)の交付を受けたときは、建設副産物受入確認書(受領書)に記載された搬出先の名称及び所在地が計画書と一致することを確認するとともに、建設副産物受入確認書(受領書)又はその写しを工事完後5年間保存するものとる。
- 5 搬出元への建設副産物受入確認書(受領書)の交付について

受注者は、500m3以上の建設発生土を計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、指定副産物省令に基づき、必要事項を記載した建設副産物受入確認書(受領書)を速やかに交付しなければならない。

なお、建設副産物受入確認書(受領書)には以下の内容を記載すること。

・種類: 搬出先の利用種別(「盛土利用等」、「一時堆積」)

土質区分(第1種建設発生土 | ~ 「第4種建設発生土 |)

・処分量:処分量及び土量算定の状態(「地山量」、「締固め量」、「ほぐし土量」)

6 再生資源利用〔促進〕実施書の作成について

受注者は、工事の請負金額が100万円以上である場合は、該当する搬入資材及び建設副産物の搬出の有無にかかわらず、工事完成後速やかに建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」(以下、「実施書」という。)を作成し、記載内容について監督職員に確認を得たうえで、情報共有システム又は紙媒体にてその写しを監督職員に1部提出するものとする。また、作成した実施書は工事完成後5年間保存するものとする。

※ 建設副産物情報交換システム (コブリス・プラス) は「ホーム - 建設副産物情報 センター:コブリスプラス」を参照

第2条 (再生資材の利用)

共通仕様書(1-1-1-19)に対する特記事項は以下のとおりである。

工事で使用する再生資材は、下表のとおりとする。ただし、再生資材の使用が製造工場の都合等により困難な場合については、監督職員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。

再 生	資	材	備考
資 材 名	規 格	総称記号	加
			A s 塊再生品 (RC-40(30))
再生クラッシャーラン	C - 40(30)	RC-40(30)	C o 塊再生品 (CRC-40(30))
	, ,	` /	A s 塊 C o 塊 ミックス再生品 (MRC-40)
			A s 塊再生品 (RM-30(40))
再生粒度調整砕石 M-	M - 30(40)	RM-30(40)	As塊・Co塊 ミックス再生品 (MRM-30)
再生加熱アスファルト	アスファルト		A s 塊再生品 (REAsSoS)
安定処理混合物	安定処理	REAsSoS	A s 塊・C o 塊 ミックス再生品 (MREAsSoS)
	粗粒度アスコン	REAsC	
再生加熱アスファルト 混合物	密粒度アスコン	REAsD	
160 ET 177	細粒度アスコン	REAsF	

なお、再生資材を使用する場合は、どろ・ごみ・不純物 (タイル、レンガ等)・有害物質

等が含まれていないこと、及び下記等により品質が適正なものであるかを確認のうえ使用 するものとする。

- 1 上表の再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧(平成22年度版)」によるものとする。ただし、ミックス再生品(MRC-40、MRM-30)については、下記の「再生混合材について」にも留意すること。
- 2 ミックス再生品による再生加熱アスファルト安定処理混合物 (MREAsSoS) の品質基準等については、下記の「再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材について」によるものとする。
- 3 再生クラッシャーランを小型構造物の基礎材及び裏込材として使用する場合は、 JISA5001 に規定する粒度分布の範囲のものを使用するものとし、構造物の立地条件等を 考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

第3条(再生資材の受入価格の換算)

再生資材の受入価格について、地山の単位体積重量(t/m^3)又は土量の変化率(L)を用いて t (トン) から m^3 (立方メートル)へ換算する場合、次表の換算値を適用するものとする。

なお、換算にあたっては、小数点以下を四捨五入するものとする。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の換算値

資材名	地山の単位体積重量	土量変化率
	(t/m^3)	(L)
アスファルト塊(切削)	2.35	1.3
アスファルト塊(掘削)	2.35	1.3
コンクリート塊 (有筋)	2.50	1.3
コンクリート塊 (無筋)	2.35	1.3
スラグ	2.06	1.3

建設発生木材の換算値

資材名	重量換算係数
	(t/m^3)
建設発生木材	0.55

<参考> 換算の計算例

受入価格が重量単価(円/t)で示されている場合 ガラ地山 1m^3 あたりの受入単価は、以下の式で算出する。 換算後の単価(円/ m^3) = 受入価格(円/t) × 地山の単位体積重量(t/m^3)(例) コンクリート塊(無筋)の受入価格が 2,500 円/t の場合 2,500 円/t × 2.35t/m^3 = 5,875 円/ m^3 受入価格がほぐし土量単価(円/ m^3)で示されている場合 ガラ地山 1m^3 あたりの受入単価は、以下の式で算出する。 換算後の単価(円/ m^3) = 受入価格(円/ m^3) ÷ 土量変化率(L)(例) コンクリート塊(無筋)の受入価格が 2,500 円/ m^3 (ほぐし状態)の場合 2,500 円/ m^3 ÷ 1.3 = 1,923 円/ m^3

第4条 (建設発生土の利用)

本工事に使用する盛土・埋戻材については、本工事の掘削土を流用する他、他の工事からの建 設発生土を積極的に使用するものとする。

なお、他の工事からの建設発生土を利用することにより、購入土量に変更が生じた場合には、 設計変更の対象とする。

第5条(建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承 諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成23年4月1日)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備	考
アスファルト殻 (掘削)	許可を受けた施設	設計運搬距離 L =8.8km	É

コンクリート殻 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府乙訓郡大山崎町下植野小字北牧 25	設計運搬距離 L = 19.2km
建設発生木材(枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市南区東九条南松田町 34 番地	設計運搬距離 L =8.5km
建設発生木材(幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第 45-1-2	設計運搬距離 L = 15.2km
建設発生木材(根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第 45-1-2	設計運搬距離 L = 15.2km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等 が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものと し、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
7.44三几.7公.44. [(指定地処分) 株式会社山正	設計運搬距離
建設発生土	京都市左京区北白川地蔵谷町 1-211	L = 3.4 km

本工事では土質調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに 該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定してる受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下 の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積 算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以 降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するもの とする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G ISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し(搬出先を変更したときの み)と処分量を明記した証明書(受入確認書等)を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備	考
スクラップ	京都市南区上鳥羽鉾立町 4	設計運	搬距離
(ヘビーH3)	宋 仰 川 曾 区上鳥初鉾立町 4	L =8	3.7km

第6条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成26年6月4日) 以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の 実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算 条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、 契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

	工	程	作業内容	分別解体等の方法
工	⊘ /r==n.		仮設工事	□手作業
程ご	①仮設		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
ح	②+ _工		土工事	□手作業
の	4 L.L.		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
作業	②甘琳工(枯	甘林笙)	基礎工事	□手作業
業内	③基礎工(杭基礎等)	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	
容及	④本体構造		本体構造の工事	■手作業
及び	生本件 構坦		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
解	⑤本体付属品	1.	本体付属品の工事	■手作業
体方	少本件刊 禹 田		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
方法	⑥その他()	その他の工事	□手作業
	@.c &) le(<i>,</i>	□有 □無	□手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく 報告を省略することができるものとする。

再生混合材について

1 品質基準について

再生混合材の暫定品質基準

再	生混合材料名	再生混合 1 (MRM-30)	再生混合 2 (MRC-40)
	舗装種別	アスファルト舗装	
V24 FF	37.5mm	j	9 5~1 0 0
通骨货材	31,5mm	9 5~1 0 0	
百つ	19.0mm	60~90	50~80
分ル	13.2mm		
率イ	4.75mm	3 0 ~ 6 5	15~45
分	2. 36mm	2 0 ~ 5 0	5~3 0
試験	1. 18mm		
(%)	0. 425 mm	1 0 ~ 3 0	
(70)	0. 075mm	2~10	
単位	立体積重量 (kg/糕)		
量比	表 乾 比 重		
試重	カサ比重		
験 給	絶 乾 比 重		
水	給 水 量(%)		
ス	リヘリ減量 (%)	50以下	50以下
特テコ	液 性 限 界(%)		
性ンン	塑 性 限 界(%)		
1 ス	塑性指数 Ір	4 以下	6以下
特締性 固	最大乾燥密度 (t/m3)		
世め	最適含水比 (%)		
修	正CBR (%)	80以上	30以上

2 配合割合

再生混合材にかかる配合割合は、下表のとおりとする。

再生混合路 の種		下層路盤材 MRC-40
アスファルト再生骨材	25~55%	25~65%
コンクリート再生骨材	55~25%	65~25%
砕 石	-	_
スクリーニングス	2 0 %	10%

再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材について

1 品質基準について

「再生混合加熱アスフアルト安定処理路盤材の暫定品質基準 (案)」

品質管理項目		MREAsSos(再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材)	
		コンクリート再生骨材	アスファルト再生骨材
骨材フルイ 分け試験 質量通貨 百分率(%)	37.5mm	95~100	
	19.0mm	5 0 ~ 1 0 0	
	2. 36mm	2 0 ~ 6 0	
	0. 075mm	0~10	
比重・吸水率	率 %		
洗い損失量 %			5以下
すりへり減量 %		5 0以下	
注1 安定性 %			
軟 石	量 %		
偏平·細長量 %			
塑性指数 (PI) %		9以下	9以下
アスファ	ルト被膜剥離		
旧アスファルト含有量 %			3.8以上
旧アスファルト針人度 1/10mm			20以上
旧アスファバ	ルト軟化点 °C		
マーシャル安定度 kg		350以上	
フロー値 1/10 mm		10~40	
空隙率 %		3~12	
残留安定度	%	7.5以上	
標準アスファルト量 %		4. 0以上	
基 準	密 度 t/m3	2. 30以上	
外	観 等	○再生骨材には、どろ・ごみ・ 有害物質等含んではならない○破砕にはインバクトクラッシ 細長がないこと。	•

注1 安定性については基準を設けないが、橋梁及び山間部等凍結融解の影響を強く受ける箇所に は原則として使用しないこと。

砕石及びスクリーニングスの品質管理については、『舗装設計施工指針』によること。

2 配合割合

再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材にかかる配合割合は、下表のとおりとする。

円生混合路盤 の種類	MREAsSos (再生混合アスァルト安定処理)
アスファルト再生骨材	30~9%
コンクリート再生骨材	0~21%
砕 石	7 0 %

配合設計に係る工場検査を実施すること。

9 その他事項

第1条(従来工事におけるICT技術の活用について)

1 「京都市建設局 I C T 活用工事試行方針(案)」(令和 7 年 8 月)及び「京都市建設局 I C T 活用工事試行要領(案)」(令和 7 年 8 月)(以下「試行要領」という。)の「発注者指定型」及び「受注者希望型」以外の工事において、受注者が I C T の活用を希望する場合は、契約後施工計画書の提出までに、受注者は I C T 活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①~⑤の何れかの段階で、 I C T 施工技術を活用できる。

なお、必要な経費は全て受注者の負担とし、施工承諾により実施することができる。

- 2 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、いずれかの段階でICTを活用した工事として、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html)

第2条(公共事業労務費調査に対する協力)

- 1 本工事が本市等の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し本市等に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を本市等が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、 労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より 使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受 注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請業者を含む。)が、前3項と同様の義務を負う 旨を定めなければならない。

第3条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。 システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年 3月)(※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認し、最新版の要領を使用する こと。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第4条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、 受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3)費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更 の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4)成績評定

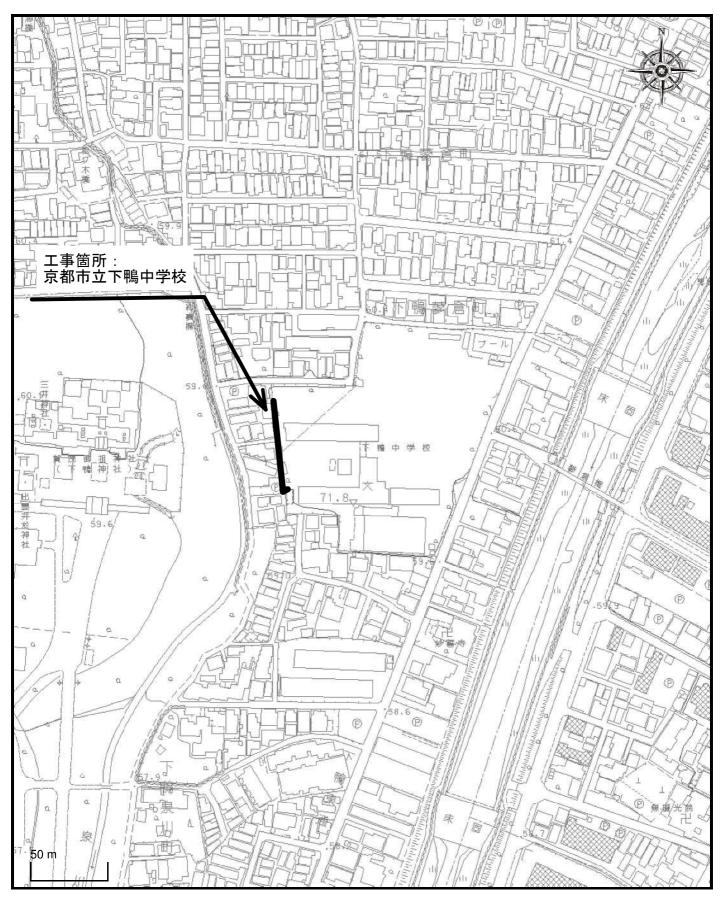
遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条(建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応)

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、 石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場 合の費用については、当初積算で計上していないため、それらに要した費用について監督職員と 協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係 条項に基づき適切に変更することとする。

位置図



1 / 2500